

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産
 - 平成19年3月31日以前に取得したもの - 旧定額法
 - 平成19年4月 1日以降に取得したもの - 定額法
 - ・無形固定資産 - 定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金
 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当無し

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
 - ・常勤職員、非常勤職員、パート職員のうち対象者について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度
 - ・常勤職員について、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
当法人では、全ての拠点が社会福祉事業に該当するため作成を省略している。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第4様式)
当法人では、公益事業について、特別養護老人ホームみやもり荘拠点区分に含めて会計処理をしているため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第4様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア ともり会本部拠点区分（社会福祉事業）
 - イ 特別養護老人ホームみやもり荘拠点区分（社会福祉事業）
 - ・特別養護老人ホームみやもり荘サービス区分
 - ・みやもり荘短期入所事業所サービス区分
 - ・みやもり荘居宅介護支援事業所サービス区分（公益事業）
 - ・みやもり荘デイサービスセンターサービス区分
 - ・在宅介護支援センター宮守サービス区分
 - ウ 特別養護老人ホームみやもり荘ユニット館拠点区分（社会福祉事業）
 - エ 障がい者支援施設高館の園拠点区分（社会福祉事業）
 - ・高館の園施設入所支援サービス区分

- ・ 高館の園生活介護サービス区分
- ・ 高館の園短期入所サービス区分

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	5,057,480	0	0	5,057,480
(基)建物	665,344,561	2,112,000	43,387,829	624,068,732
(基)定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合 計	673,402,041	2,112,000	43,387,829	632,126,212

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	5,057,480 円
建物(基本財産)	424,515,330 円
	429,572,810 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	30,464,000 円
	30,464,000 円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)建物	1,560,183,655	936,114,923	624,068,732
建物	1,993,000	775,621	1,217,379
構築物	16,858,997	16,148,371	710,626
車輛運搬具	32,732,190	29,265,319	3,466,871
器具及び備品	192,638,266	163,100,622	29,537,644
有形リース資産	3,788,400	360,800	3,427,600
合 計	1,808,194,508	1,145,765,656	662,428,852

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

当期は徴収不能引当金について重要性が乏しいと認められるため計上していない

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

令和3年度で特別養護老人ホームみやもり荘拠点区分みやもり荘居宅介護支援事業所サービス区分を廃止している。

計算書類に対する注記（ともし会本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産
 - 平成19年3月31日以前に取得したもの－旧定額法
 - 平成19年4月1日以降に取得したもの－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金
 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
- ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当無し

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・常勤職員、非常勤職員、パート職員のうち対象者について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度
- ・常勤職員について、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ともし会本部拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(Ⅹ)）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(Ⅺ)）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	0	0	0	0
(基)建物	0	0	0	0
(基)定期貯金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

当期は徴収不能引当金について重要性が乏しいと認められるため計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（特別養護老人ホームみやもり荘拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等一償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの一決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産
 - 平成19年3月31日以前に取得したもの一旧定額法
 - 平成19年4月1日以降に取得したもの一定額法
 - ・無形固定資産一 定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金
職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
- ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当無し

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・常勤職員、非常勤職員、パート職員のうち対象者について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度
- ・常勤職員について、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 特別養護老人ホームみやもり荘拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）
- ア 特別養護老人ホームみやもり荘サービス区分
 - イ みやもり荘短期入所事業所サービス区分
 - ウ みやもり荘居宅介護支援事業所サービス区分
 - エ みやもり荘デイサービスセンターサービス区分
 - オ 在宅介護支援センター宮守サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	0	0	0	0
(基)建物	141, 123, 784		12, 439, 354	128, 684, 430
合計	141, 123, 784	0	12, 439, 354	128, 684, 430

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産)	128,684,430 円
	128,684,430 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	
特別養護老人ホームみやもり荘ユニット館拠点区分	30,464,000 円
	30,464,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)建物	533,398,871	404,714,441	128,684,430
構築物	10,798,700	10,629,919	168,781
車輛運搬具	15,999,712	14,814,239	1,185,473
器具及び備品	57,005,872	46,876,625	10,129,247
有形リース資産	3,788,400	360,800	3,427,600
合計	620,991,555	477,396,024	143,595,531

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

当期は徴収不能引当金について重要性が乏しいと認められるため計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

令和3年度でみやもり荘居宅介護支援事業所サービス区分を廃止している。

計算書類に対する注記（特別養護老人ホームみやもり荘ユニット館拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産
 - 平成19年3月31日以前に取得したもの－旧定額法
 - 平成19年4月1日以降に取得したもの－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金
 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
- ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当無し

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
- ・常勤職員、非常勤職員、パート職員のうち対象者について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度
- ・常勤職員について、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 特別養護老人ホームみやもり荘ユニット館拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）は省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	5,057,480	0	0	5,057,480
(基)建物	313,641,742	0	17,810,842	295,830,900
合計	318,699,222	0	17,810,842	300,888,380

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当無し

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	5,057,480 円
建物(基本財産)	295,830,900 円
	<hr/>
	300,888,380 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	30,464,000 円
	<hr/>
	30,464,000 円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)建物	473,439,784	177,608,884	295,830,900
構築物	5,761,297	5,439,990	321,307
器具及び備品	45,631,178	42,603,238	3,027,940
合 計	524,832,259	225,652,112	299,180,147

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

当期は徴収不能引当金について重要性が乏しいと認められるため計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（障がい者支援施設高館の園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産
 - 平成19年3月31日以前に取得したもの－旧定額法
 - 平成19年4月1日以降に取得したもの－定額法
 - ・無形固定資産－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
 - 職員の退職給付に備えるため、岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している職員に係る掛金納付額のうち法人の負担額に相当する金額を計上している。
 - ・賞与引当金
 - 職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積もり計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
 - ・消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度
 - ・常勤職員、非常勤職員、パート職員のうち対象者について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。
- (2) 民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度
 - ・常勤職員について、社会福祉法人岩手県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業職員共済事業退会共済金制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 障がい者支援施設高館の園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）
 - ア 高館の園施設入所支援サービス区分
 - イ 高館の園生活介護サービス区分
 - ウ 高館の園短期入所サービス区分

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
(基)土地	0	0	0	0
(基)建物	210,579,035	2,112,000	13,137,633	199,553,402
合計	210,579,035	2,112,000	13,137,633	199,553,402

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7. 担保に供している資産
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
(基)建物	553,345,000	353,791,598	199,553,402
建物	1,993,000	775,621	1,217,379
構築物	299,000	78,462	220,538
車輛運搬具	16,732,478	14,451,080	2,281,398
器具及び備品	90,001,216	73,620,759	16,380,457
合計	662,370,694	442,717,520	219,653,174

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
当期は徴収不能引当金について重要性が乏しいと認められるため計上していない

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし